

事業概略書

(調査研究事業の場合)

就労準備支援事業の多様な対象者別の効果とその支援手法に関する調査研究事業

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社
(報告書162ページ)

事業目的

就労準備支援事業は、直ちに就労が困難な者に原則1年間まで、プログラムにそって一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行うもので、生活困窮者の社会、就労への第一歩となる重要な事業である。

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(平成30年6月8日公布、同年10月1日施行。以下「改正法」という。)においても、生活困窮者に対する包括的な支援体制を強化するため、就労準備支援事業の実施が努力義務とされたところである。

就労準備支援事業の実施自治体数は、平成27年度以降増加傾向にあり、平成30年度には435自治体(実施率48%)となっているが、まだ半数を下回っている。また、事業を実施していても利用実績が非常に少ない自治体もみられ、より多くの自治体での事業開始、及び利用実績の向上が求められている。

そこで、本事業は、より多くの自治体が就労準備支援事業を実施できるよう、就労準備支援事業の実施形態等に応じた、効果的かつ取り組みやすいと考えられる事業の実施方法を具体的に示すことを目的として実施した。

また、就労準備支援事業が想定している幅広い対象者(ひきこもり、障害の疑いのある者等)について、それぞれに対応した具体的な支援手法が明らかになっていないという実態があり、そのことが、利用実績が上がらない要因のひとつと考えられている。そのため、多様な対象者に応じた就労準備支援事業の利用効果と支援手法を明らかにし、それを共有することも目的とした。

事業概要

1. 検討委員会の設置・運営

本事業の進捗状況、成果について評価や助言を受けることを目的に、有識者及び自治体関係者6名からなる検討委員会(検討委員会)を設置し、契約期間内に5回開催した。

<委員名簿> ※所属・肩書きは2019年4月10日現在 ※委員は五十音順

(座長)

小杉礼子氏(独立行政法人労働政策研究・研修機構 研究顧問)

(委員)

梅澤 岳氏(浦安市福祉部社会福祉課 課長補佐)

九鬼信行氏(茨木市健康福祉部相談支援課 課長代理兼相談1係長)

名嘉 泰氏(公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会

那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター
統括責任者)

西岡正次氏(A'ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター) 就労支援室長)

平田智子氏(特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば
副理事長)

2. 自治体ヒアリング調査

自治体の取組み、実施に係る問題・課題等の詳細を把握するため、また、アンケート調査票作成の参考とするため、11か所の自治体に対する訪問ヒアリング調査を実施した。

3. 自治体アンケート調査

平成29年度に生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業を実施した全自治体（391自治体）に対してアンケート調査を実施し、支援の実績、支援対象者の類型別の支援手法やそのポイント、事業運営上の課題等をうかがった。（発送数：391票 回収数：240票（回収率61.4%））

4. 調査結果報告会兼ワークショップの開催

就労準備支援担当者（自治体職員、委託先職員の双方を含む）や、これから就労準備支援事業に取り組む自治体の担当者等を対象に、「自治体担当者向けセミナー（調査結果報告会兼ワークショップ）」を開催した（東京2回、大阪1回）。セミナー参加者は計117名。参加者アンケートの回答者108名のうち、セミナー全体の満足度について「満足」または「やや満足」という回答が88.0%であった

5. 報告書の作成

1. ～ 4. の検討結果をもとに、報告書を取りまとめた（162ページ）。

調査研究の過程

1. 検討委員会の設置・運営

本事業の進捗状況、成果について評価や助言を受けることを目的に、有識者及び自治体関係者6名からなる検討委員会（「就労準備支援事業の支援方法の把握と共有に関する検討会」）を設置し、契約期間内に5回開催した。

＜検討委員会の開催時期＞

第1回（平成30年7月10日）

第2回（平成30年9月27日）

第3回（平成30年12月18日）

第4回（平成31年1月31日）

第5回（平成31年3月26日）

2. 自治体ヒアリング調査

自治体の取組み、実施に係る問題・課題等の詳細を把握するため、また、アンケート調査票作成の参考とするため、自治体に対する訪問ヒアリング調査をアンケート調査の前後2回に分けて実施した（計11か所）。

1回目：平成30年7月～11月

2回目：平成30年12月～平成31年2月

3. 自治体アンケート調査（平成30年10月発送）

平成29年度に生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業を実施した全自治体（391自治体）に対してアンケート調査を実施した。

発送日：平成30年10月25日（木）

投函締切日：平成30年11月16日（金）

ただし、12月4日（火）到着分まで集計

4. 調査結果報告会兼ワークショップの開催（平成31年2月）

就労準備支援担当者（自治体職員、委託先職員の双方を含む）や、これから就労準備支援事業に取り組む自治体の担当者等を対象に「自治体担当者向けセミナー（調査結果報告会兼ワークショップ）」を開催した（

東京 2 回、大阪 1 回)。

<開催日時・場所>

第 1 回 (大阪) : 平成 31 年 2 月 22 日 (金) 14 時~17 時

(会場 : AP 大阪梅田茶屋町)

第 2 回 (東京) : 平成 31 年 2 月 26 日 (火) 14 時~17 時

(会場 : ベルサール八重洲)

第 3 回 (東京) : 平成 31 年 2 月 28 日 (木) 14 時~17 時

(会場 : 神谷町オランダヒルズ森タワー)

5. 報告書の作成

1. ~ 4. の検討結果をもとに、報告書を取りまとめた (162 ページ) 。

事業結果

本事業で実施したアンケート調査、ヒアリング調査、及び検討委員会での議論から、就労準備支援事業の実施に関して明らかになったことの概要は以下のようにまとめられる。

(就労準備支援事業の実施方法)

就労準備支援事業の実施方法は多様であり、各自治体は、地域の実情や地域資源の有無、庁内の体制等を踏まえ、それぞれにあった方法を見つけ、実施するのが望ましい。また、まずは始めることが重要であり、事業開始当初から大規模に実施することは必須ではない。

・運営方法 (実態)

就労準備支援事業の運営方法には、直営、委託、一部委託 (直営+委託) がある。平成 29 年度に就労準備支援事業を実施した 391 自治体についてみると、「委託」と「直営+委託」の割合の和は 92.3% となっており、外部の事業者のノウハウを活用する自治体がほとんどである。

・直営・委託のメリット・デメリット

直営、委託にはそれぞれのメリット、デメリットがある。

	メリット	デメリット
直営	<ul style="list-style-type: none">・職員へのノウハウ蓄積・予算 (委託費) がかからない・最初はどのくらい利用者があるかわからない中、様子をみながら事業を実施することができる	<ul style="list-style-type: none">・自治体職員の業務負担・自治体職員の人件費がかかる (補助対象外)
委託	<ul style="list-style-type: none">・外部の団体の就労支援のノウハウを活用することができる・自治体職員の業務負担軽減	<ul style="list-style-type: none">・予算 (委託費) がかかる・職員にノウハウが蓄積しない可能性

・委託により実施する場合のポイント

- 1) 過去の関連事業等で関わりのあった団体に声をかけて委託先を開拓する
- 2) 団体の特徴を活かしつつ、多様な対象者への理解を促す
- 3) 委託の場合も事業のイニシアチブは自治体とする
- 4) 委託先の役割分担を明確にし、複数の団体を活用する方法もある

・他の事業との一体的な実施、自治体間の連携による広域での実施

就労準備支援事業を効果的・効率的に実施する方法として、就労準備支援事業と他の事業（例えば、自立相談支援事業、被保護者就労準備支援事業、障害福祉サービス）を一体的に実施し、情報共有を円滑にしたり、地域資源や人材、ノウハウを有効に活用したりすることが考えられる。

また、自治体の規模やマンパワー、地域資源の問題から単独で取り組めない場合など、自治体間の連携により広域で実施することが考えられる。

・対象者の現状を把握・評価するための指標の重要性

事業の実施方法を決定し、事業が開始されて以降は、定期的に対象者の現状を把握・評価し、適切な支援につなげていく必要がある。また、このことが各自治体を実施する就労準備支援事業全体の評価にもつながる。ただし、現状では指標を見える化し公開している自治体等は必ずしも多くなく、暗黙知となっている可能性がある。今後、標準的な指標の開発が必要である。

・就労準備支援事業を実施する上での課題と対応策

自治体が就労準備支援事業を実施する上での課題として、協力事業所の開拓、支援メニューの作成、交通費の問題が多く指摘されている。先進的な自治体や団体の取組みを参考に、出来そうなものから少しずつでも取組みを進める必要がある。

(支援対象者の状態像に応じた支援手法)

- ・障害の傾向がみられる方： 就労準備支援担当者は、日ごろから、必要な時に関係機関につなぐことができるための基礎的な知識を身に着けるとともに、関係機関の担当者との情報交換やケースを通じた連携に努める必要がある。また、就労準備支援事業の委託先として、障害関係の団体・事業者を選び、ノウハウを活用することも考えられる。
- ・ひきこもりの方： 就労準備支援事業の所管課に限らず、自治体の他部署や関係機関の相談窓口はいずれも、生活困窮者の支援につながる可能性があるため、庁内の連携や職員への啓発が必要である。また、就労準備に関わる様々な支援を対象者本人の参加しやすい時間や場所に設置するといった（例：夜間のイベント開催）、支援自体をアウトリーチするという観点も必要である
- ・若者： これまでは雇用と福祉という分野の違いから連携がとりづらいことや、生活困窮者自立支援制度の支援対象者は地域若者サポートステーションの支援を受けることができない地域がある等の問題点がみられたが、特性が重なる対象者の支援を行う機関同士で連携し、支援の質を高めることが望ましい
- ・高齢者： 現在も、シルバー人材センターを就労準備支援の位置づけとして効果的に活用している例がみられるが、法改正で年齢要件が撤廃されたことを踏まえて65歳以上の支援対象者が増えることが予想され、今後さらにシルバー人材センターとの連携の重要性が増すものと考えられる。

(今後の課題)

各地において生活困窮者の就労支援が進められているが、その取組みは発展の途上にあり、今後さらに就労準備支援事業の実施自治体数を増やしていく必要がある。調査結果を踏まえ、検討委員会での議論の中で挙げられた就労準備支援事業の今後の課題として以下が挙げられた。

- ・アウトリーチの観点により支援を広げる
- ・就労準備支援事業と自立相談支援事業の役割分担を整理する
- ・就労準備支援事業の事業評価
- ・支援の経験やノウハウを仕組み化する
- ・都道府県・国の役割

事業実施機関

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

〒105-8501

東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー

電話：03-6733-1021 FAX：03-6733-1029